

平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 横 田 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 横 田 博
(コード番号：6248)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 総 務 部 長 石 田 克 之
TEL：082-241-8674 (代表)

募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 25 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の大阪証券取引所 JASDAQ 市場への上場に伴う募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 200,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 25 年 5 月 23 日開催予定の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 25 年 6 月 12 日（水曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 25 年 6 月 3 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社、岡三証券株式会社、東洋証券株式会社、ひろぎんウツミ屋証券株式会社、株式会社 SBI 証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止するものとする。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 25 年 6 月 3 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 25 年 6 月 5 日（水曜日）から平成 25 年 6 月 10 日（月曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 25 年 6 月 13 日（木曜日）
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 広島信用金庫 本店営業部
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

2. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 50,200株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成25年5月23日開催予定の取締役会で決定する。払込金額は上記1.の募集株式発行における払込金額と同一とする。）
- (3) 払込期日 上記1.における払込期日と同一とする。
- (4) 募集方法 処分価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、岡三証券株式会社、東洋証券株式会社、ひろぎんウツミ屋証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集による自己株式の処分を中止するものとする。
- (5) 処分価格 未定（上記1.の募集株式発行における発行価格と同一とする。）
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (8) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。
- (9) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における処分価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (10) 払込取扱場所 上記1.における払込取扱場所と同一とする。
- (11) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 240,000 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 広島県広島市南区 | |
| | 横田 博 | 83,200 株 |
| | 広島県広島市中区 | |
| | 三浦 眞理夫 | 40,000 株 |
| | 広島県広島市南区 | |
| | 横田 義之 | 30,000 株 |
| | 広島県広島市南区 | |
| | 横田 征子 | 30,000 株 |
| | 広島県呉市 | |
| | 横田 恭子 | 22,400 株 |
| | 広島県広島市中区 | |
| | 三浦 治子 | 10,000 株 |
| | 広島県広島市南区 | |
| | 田中 尚子 | 10,000 株 |
| | 広島県広島市南区 | |
| | 高橋 寛治 | 9,600 株 |
| | 広島県安芸郡海田町 | |
| | 石田 克之 | 1,600 株 |
| | 広島県広島市西区 | |
| | 中川 孝作 | 800 株 |
| | 広島県安芸郡坂町 | |
| | 西 文夫 | 800 株 |
| | 神奈川県川崎市幸区 | |
| | 小早川 由美 | 800 株 |
| | 広島県呉市 | |
| | 赤尾 早苗 | 800 株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しとし、みずほ証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. の募集株式発行における発行価格と同一とする。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一とする。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一とする。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 上限 73,500 株
- (2) 売出人及び売出株式数 売出人 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
みずほ証券株式会社
売出株式数 当社普通株式 上限 73,500 株
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。また、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定する。)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記 1. の募集株式発行における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

5. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 73,500 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (上記 1. の募集株式発行における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成 25 年 7 月 11 日 (木曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成 25 年 7 月 12 日 (金曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 25 年 6 月 3 日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定 (上記 1. の募集株式発行における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 上記 1. における払込取扱場所と同一とする。
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記 4. のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

【ご参考】

1. 公募による募集新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

①募集株式の数	当社普通株式	250,200株
		(うち、自己株式の処分 50,200株)
②売出株式数	当社普通株式	引受人の買取引受による売出し 240,000株
		オーバーアロットメントによる売出し(※) 上限 73,500株

(2) 需要の申告期間 平成25年5月27日(月曜日)から
平成25年5月31日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成25年6月3日(月曜日)

(4) 申込期間 平成25年6月5日(水曜日)から
平成25年6月10日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成25年6月12日(水曜日)

(6) 受渡期日 平成25年6月13日(木曜日)

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による募集新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から73,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は73,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の株式数であり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年5月9日開催の取締役会においてみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成25年7月12日を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、平成25年6月13日から平成25年7月9日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われな場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,600,000株
公募による増加株式数	200,000株
第三者割当による増加株式数	73,500株 (最大)
増資後の発行済株式総数	1,873,500株 (最大)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式の推移

現在の自己株式数	50,200株
処分株式数	50,200株
処分後の自己株式数	－株

4. 増資資金の使途

今回の募集による手取概算額 160,732 千円については、ポンプ及びバルブの安定的生産や生産効率向上、また将来的な増産に対応するため、平成 27 年 3 月期に加工設備（横中ぐり盤）の更新として 40,000 千円、鑄造設備（砂の再処理装置）の更新として 40,000 千円、平成 28 年 3 月期に加工設備（旋盤、フライス盤等）の更新として 33,100 千円、試験設備（運転用電源装置）の更新として 20,000 千円、運転資金として 27,632 千円を充当する予定であります。また、平成 25 年 5 月 9 日付けをもって決議された第三者割当増資の手取概算額の上限 52,920 千円については運転資金に充当する予定であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い預貯金で運用する予定であります。

（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（720 円）を基礎として算出した見込額であります。

5. 株主への利益配分

(1)利益配分に関する基本方針

株主への配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2)内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開の備えとすることとしております。

(3)今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後は、株主尊重の重要性を認識した上で積極的に利益還元を行っていく所存ですが、現時点においては具体的な内容については決定しておりません。

(4)過去 3 決算期間の配当状況

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	2,023.50 円	1,489.46 円	2,086.44 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	200.00 円 (－)	200.00 円 (－)	350.00 円 (－)
実績配当性向	9.9%	13.4%	16.8%
自己資本当期純利益率	20.6%	13.0%	16.0%
純資産配当率	2.0%	1.7%	2.7%

（注）1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。

3. 純資産配当率は、年間配当額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

4. 当社は、平成 25 年 4 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行っています。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知『「上場申請のための有価証券報告書」の作成上の留意点について』（平成 24 年 9 月 4 日付大証上場大第 76 号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりであります。

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	101.18 円	74.47 円	104.32 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	10.00 円 (－)	10.00 円 (－)	17.50 円 (－)

6. 販売の基本方針

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

販売に当たりましては、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、各社の定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人各社の店頭における表示またはホームページにおける表示をご確認ください。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものではなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。